

2021年4月30日時点版

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の 影響緩和に係る月次支援金の概要について

中小企業庁長官官房総務課

※月次支援金の給付要件等は、引き続き検討・具体化しており、変更になる可能性があります。

※月次支援金に関するご質問等については、下記のWeb質問フォームからいただくようにいたしました。個別にお返事することは控えさせていただきますが、頂いたご質問等のうち、よくあるご質問等につきましては、QAを作成の上で、5月中旬に公表させていただく形で活用するなど、迅速かつ適正な給付に活かすこととさせていただければと考えております。（<https://emotion-tech.net/BDxkQaIV>）

1. 月次支援金の概要

- 2021年の4月以降に実施される緊急事態措置※¹又はまん延防止等重点措置※²に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金を給付します。月次支援金の給付に当たっては、一時支援金の仕組みを用いることで、事前確認や提出資料の簡略化を図り、申請者の利便性を高めていきます※³。

給付対象について

ポイント1

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う**飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響**を受けていること※⁴

ポイント2

2021年の**月間売上が**、2019年又は2020年の同月比で**50%以上減少**

給付額

= 2019年又は2020年の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上

中小法人等

上限 **20** 万円/月

個人事業者等

上限 **10** 万円/月

対象月

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、同措置の影響を受けて、2019年又は2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月

基準月

2019年又は2020年における対象月と同じ月

※¹ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態措置」

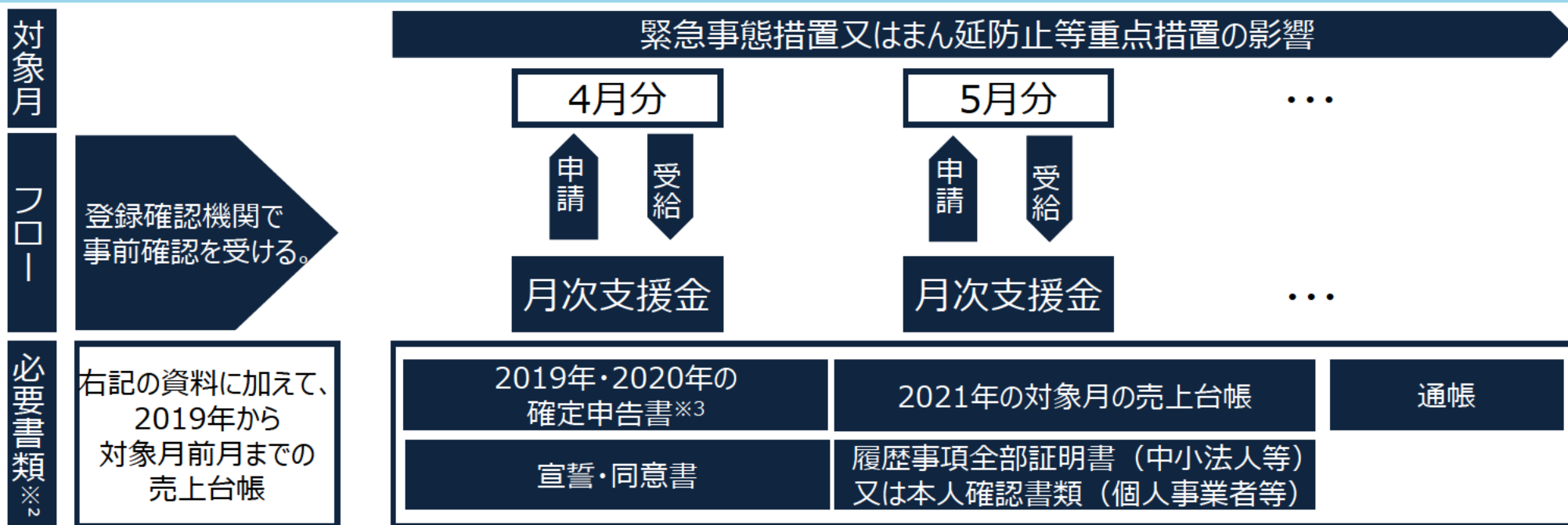
※² 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第1項の規定に基づく「新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置」

※³ 申請者の利便性向上のために一時支援金の仕組みを用いるため、一時支援金事務局が月次支援金事務局を兼ねることとします。

※⁴ 2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、同措置が実施される地域において、休業又は時短営業の要請を受けて、休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること、又は、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること。なお、外出自粛等の影響には、人流抑制を目的とする休業又は時短営業の要請を受けた事業者に対して、商品・サービスを提供していることによる影響も含まれます。ただし、地方公共団体による休業又は時短営業の要請に伴う協力金の支払対象の事業者については、当該協力金が新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金を用いている場合には、月次支援金の給付対象外です。

2. 申請手続きの概要

- はじめて月次支援金を申請する前には、登録確認機関において事前確認を受けていただきます※1。
- その上で、2021年の4月以降で、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、同措置の影響を受けて、売上が前年又は前々年比で50%以上減少した月を対象月として選択して、基本情報を入力の上で、必要書類を添付して、申請します。
- なお、同措置が複数月に及ぶ場合や新たに同措置が実施されて対象月が増えた場合などは、それぞれの月において、売上が50%以上減少し、必要な要件を満たせば、申請を行うことができます※1（ただし、1つの対象月につき、申請・受給は1回のみ）。各対象月の申請期間については、詳細が決まり次第、別途公表いたします。



※1 申請者の利便性を高めるため、2回目以降の申請については、事前確認や提出資料の簡略化を図ります（詳細は4～5ページ）。

※2 必要書類の他に、基本情報（事業者名、連絡先、取引先情報等）をオンラインで入力して提出いただくとともに、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響を証明する証拠書類の保存が必要になります。

※3 月次支援金では、2019年及び2020年の基準月を含む確定申告書の提出が必要になります。

3. 事前確認の概要

- 不正受給や誤って受給してしまうことの対応として、申請希望者が、①事業を実施しているか、②給付対象等を正しく理解しているか等を事前に確認します。
- 具体的には、「登録確認機関」が、TV会議又は対面等で、事務局が定めた書類（帳簿等）の有無の確認や宣誓内容に関する質疑応答等の形式的な確認を行います。
- なお、登録確認機関は、当該確認を超えて、申請希望者が給付対象であるかの判断は行いません。また、事前確認の完了をもって、給付対象になるわけではありません。

1

- ・ アカウントの申請・登録（申請ID発番）
- ・ 事前確認に必要な書類の準備

2

- ・ 事務局のWEBサイトから身近な登録確認機関を検索
- ・ 登録確認機関に事前確認の依頼・事前予約（電話又はメール）
★事前予約せずに登録確認機関に訪問することは絶対に行わないでください。

3

- ・ 事前確認の実施
⇒TV会議/対面/電話を通じた、書類の有無の確認や質疑応答による形式的な確認

4

- ・ 事前確認完了後、マイページにて必要事項の入力等を行い、事務局に申請

4. 申請手続きに関する補足

事前確認

- 1 所属団体、事業性の与信取引先、顧問等の登録確認機関であれば、「給付対象等を正しく理解しているか」等のみについて、電話にて事前確認を受けられます。
- 2 一度、月次支援金に関する事前確認を受けて受給すれば、基本的には、2回目以降の申請では、事前確認を受ける必要はありません。なお、事前確認を経て一時支援金を受給した事業者は、基本的には、月次支援金の申請のために改めて事前確認を受ける必要はありません。

提出書類等

- 3 はじめて月次支援金の申請を行う場合は、全ての提出書類を提出する必要がありますが、2回目以降の申請における提出書類は、基本的には、対象月の売上台帳等となります。なお、一時支援金の受給に際して提出いただいた書類も、改めて提出いただく必要はありません。ただし、既存の提出書類に修正・追加の必要がある場合には、修正後・追加の書類を提出していただきます。
- 4 提出書類の他に緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響を受けたことを示す証拠書類の保存が必要です（詳細は5月中旬に公表予定）。
- 5 証拠書類等及び給付額の算定等に関する特例※を措置する予定です。（詳細は5月中旬に公表予定）。

※証拠書類等に関する特例、2019年・2020年新規開業特例、合併特例、連結納税特例、事業承継特例、罹災特例、法人成り特例、NPO法人・公益法人等特例

【参考】事前確認及び提出書類の簡略化

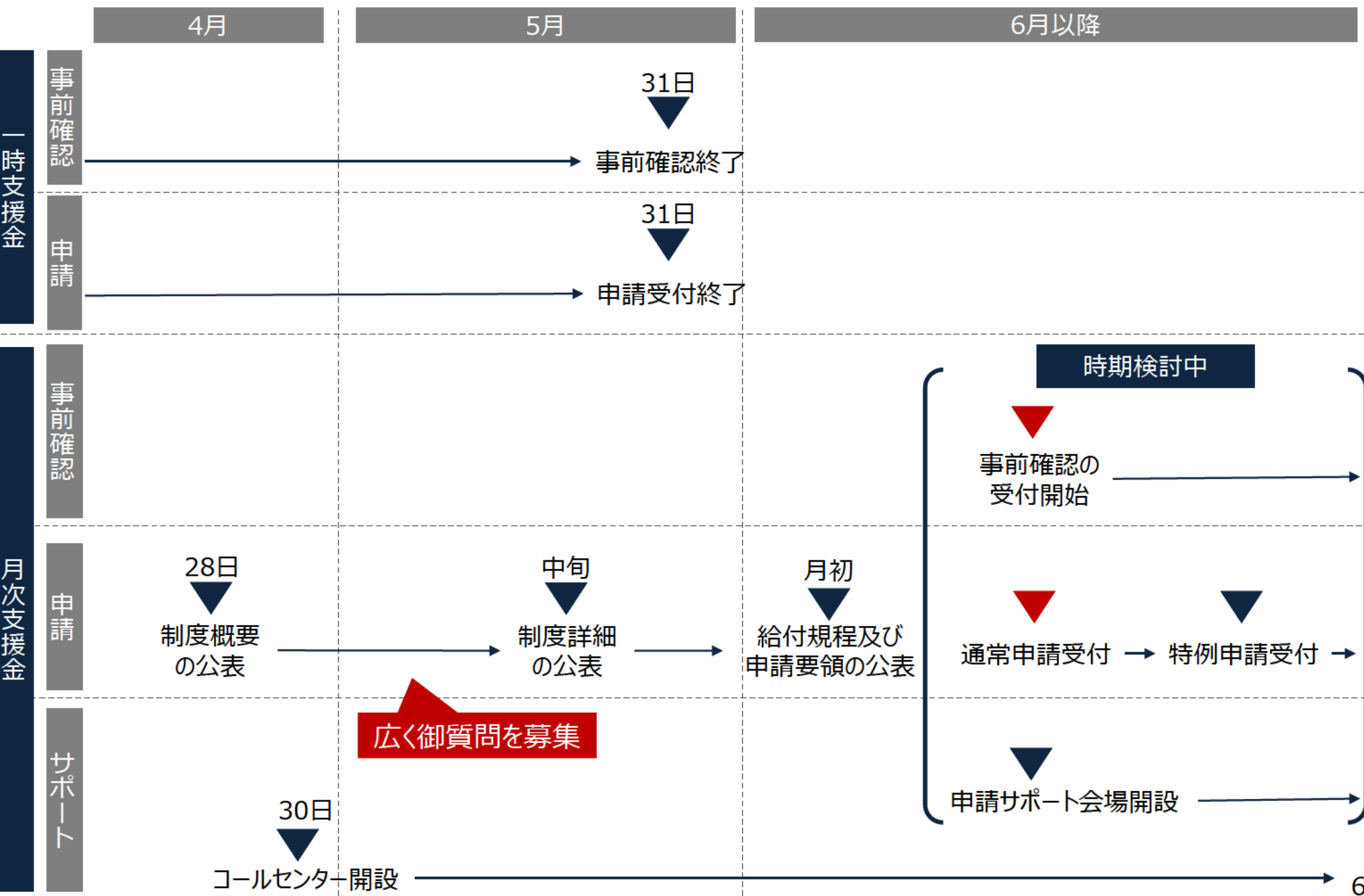
		一時支援金の受給者の 月次支援金の申請回数		一時支援金の未受給者の 月次支援金の申請回数	
		1回目の申請	2回目以降の申請	1回目の申請	2回目以降の申請
事前確認		-	-	事前確認	-
提出書類	2019年・2020年の確定申告書	-	-	提出	-
	2021年の対象月の売上台帳	提出	提出	提出	提出
	通帳	-	-	提出	-
	宣誓・同意書	提出	-※	提出	-※
	履歴事項全部証明書（中小法人等） 本人確認書類（個人事業者等）	-	-	提出	-

※月次支援金の申請に当たっては、宣誓・同意書は必ず1度は提出していただきます。**2回目以降の申請については、宣誓・同意書を改めて提出いただく必要はありませんが、オンライン上で宣誓・同意事項の確認をさせていただきます。**

＜注意事項＞

- 提出書類の他に、基本情報（事業者名、連絡先、取引先情報等）をオンラインで入力して提出いただくとともに、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響を証明する証拠書類の保存が必要になります。
- 上記表において事前確認・提出書類を簡略化できる場合であっても、「申請区分や特例を変更する場合」や「既存の提出書類に修正・追加の必要がある場合」には、改めての事前確認や修正書類・追加書類の提出が必要になります。
- 受給に至っていない申請（審査中の申請含む）における事前確認や提出書類をもってして、次回以降の申請について、これらを簡略化することはできません。

5. スケジュール（予定）



6. お問い合わせ先

事務局 相談窓口

【申請者専用】

- TEL : 0120-**211**-240

※受付時間は、8時30分～19時00分（土日、祝日含む全日対応）

※携帯電話からでもフリーダイヤルにお電話していただくことができます。

※電話番号のお掛け間違いが発生しております。

お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

「給付対象」や「手続き」、「必要書類」等に関するご質問等

月次支援金 質問フォーム

URL : <https://emotion-tech.net/BDxkQaIV>

- 「給付対象」や「手続き」、「必要書類」等に関するご質問等については、上記のWeb質問フォームにて、受け付けております。
- 個別にお返事することは控えさせていただきますが、頂いたご質問のうち、よくあるご質問につきましてはQAを作成の上、公表させていただく形で活用するなど、迅速かつ適正な給付に活かすこととさせていただければと考えております。